

議案第26号	特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
人事課	平成24年3月分までの市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の給料月額削減並びに職員の出張に対する日当の不支給について、その期間を延長するに当たり、当該関係条例の一部を改正しようとするもの。

【関係法令】 地方自治法第204条第3項（給料、手当及び旅費）  
地方公務員法第24条第6項（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）  
教育公務員特例法第16条第2項（教育長の給与等）

【改正内容】 ●改正条例

- ・特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例（付則第2項関係）
- ・三田市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例（付則第2項関係）
- ・職員等の旅費に関する条例（付則第5項関係）
- ・三田市民病院事業管理者の給与に関する条例（付則第2項関係）

		改正前	改正後
給料	市長	平成19年4月分～平成24年3月分まで 1,000千円→800千円【2割カット】	<b>平成24年4月分～平成24年9月分まで</b> 1,000千円→800千円【2割カット】
	副市長	平成19年4月分～平成24年3月分まで 800千円→680千円【1.5割カット】	<b>平成24年4月分～平成24年9月分まで</b> 800千円→680千円【1.5割カット】
	教育長	平成19年4月分～平成24年3月分まで 700千円→630千円【1割カット】	<b>平成24年4月分～平成24年9月分まで</b> 700千円→630千円【1割カット】
	病院管理者	平成21年7月分～平成24年3月分まで 800千円→760千円【0.5割カット】	<b>平成24年4月分～平成24年9月分まで</b> 800千円→760千円【0.5割カット】
旅費日当		平成20年4月1日～平成24年3月31日 支給しない	<b>平成24年4月1日～平成25年3月31日</b> 支給しない

※一般職の給料カットは平成24年度からは復元される。

【施行期日】 平成24年4月1日